

国立大学法人鹿児島大学公益通報取扱規則

平成18年5月26日

規則第57号

(趣旨)

第1条 国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)における組織的又は個人的な犯罪行為及び法令違反行為等に関する通報等の取扱いについては、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(公益通報及び相談)

第2条 本学に勤務する役職員及び本学の業務に従事する派遣職員等並びに通報の日前1年以内に役職員又は派遣職員等であった者は、次条に定める通報相談窓口に対し、法に基づく通報(以下「公益通報」という。上司等への報告が公益通報となる場合を含む。)及び公益通報を処理する仕組みについての質問、法令違反行為に当たるかを確認する等の相談(以下「相談」という。)を行うことができる。

2 公益通報及び相談は、文書、電子メール、ファックス、電話又は面会の方法によるものとする。

(通報相談窓口)

第3条 本学における公益通報及び相談を担当する窓口(以下「通報相談窓口」という。)は、監査室及び学外の法律事務所とする。

(通報処理責任者)

第4条 本学に公益通報及び相談を適正に処理するため、通報処理責任者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

(従事者の定め)

第4条の2 次の各号に掲げる者は、法に基づく公益通報対応業務の従事者(以下「従事者」という。)として指定されるものとする。

- (1) 学長及び監事(非常勤監事を除く。以下同じ。)
- (2) 通報処理責任者である理事
- (3) 事務局長
- (4) 総務部長、総務課長及び総務課課長代理
- (5) 総務部総務課法務・コンプライアンス係職員及び監査室職員
- (6) 第3条に規定する学外の法律事務所の担当弁護士

2 前項各号に掲げる者以外の者が、公益通報対応業務に従事し、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される場合は、その者を従事者とし、従事者となることが当該者に明らかとなるよう書面により伝達されるものとする。

(通報の受付等)

第5条 通報相談窓口において、公益通報を受けたときは、通報処理責任者に報告するとと

もに、速やかに当該公益通報を受理した旨を当該公益通報をした者(以下「公益通報者」という。)に通知(匿名、通知を希望しない場合その他やむを得ない理由がある場合を除く。次条第2項及び第7項、第8条並びに業務監査に第9条第2項において同じ。)する。

- 2 前項の規定にかかわらず、通報処理責任者は、報告された公益通報の事案(以下「通報事案」という。)が本規則によらず他の適切な窓口で対応すべきものであると判断した場合は、公益通報者に確認の上、当該通報事案に対応する窓口へ引き継ぐものとする。
- 3 通報相談窓口において公益通報を受けた者は、当該公益通報の内容が自身に関係するものであった場合は、他の者に引き継がなければならない。
- 4 通報相談窓口において、本学の役員に関係する又は関係すると疑われる公益通報を受けた場合は、監事との間で、その後の方針について協議を行う。
- 5 通報処理責任者は、公益通報を受理した場合、学長及び監事にその内容を速やかに報告する。
- 6 通報相談窓口において、相談を受けたときは、必要に応じて通報処理責任者に報告する。

(調査)

第6条 通報処理責任者は、通報事案に関する事実関係の調査(以下「調査」という。)の必要性を検討し、調査の必要性の有無を学長に報告しなければならない。

- 2 通報処理責任者は、公益通報を受理した日から20日以内に、公益通報を行った公益通報者に対し、調査の有無及び理由を通知しなければならない。
- 3 通報処理責任者は、必要に応じて調査チームを設置し、調査を行うものとする。
- 4 役職員は、通報事案に関係する者である場合は、当該通報事案に関する調査又は犯罪行為若しくは法令違反行為の是正措置(再発防止策を含む。以下同じ。)の検討に関与できないものとする。
- 5 役職員は、調査チームの構成員となる時点又は是正措置の検討に関与する時点で、自身が通報事案に関係する者ではないことを確認するものとし、通報事案に関係している場合にはその旨を通報処理責任者に報告しなければならない。
- 6 前項の報告を受けた通報処理責任者は、当該役職員の通報事案の調査又は是正措置の検討への関与の可否を判断する。
- 7 通報処理責任者は、公益通報者に対し、調査の進捗状況について、公益通報された役職員の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、適宜通知するものとする。

(協力義務)

第7条 各部局及び役職員は、調査に協力しなければならない。

(調査結果の通知)

第8条 通報処理責任者は、調査の結果を学長に報告するとともに、公益通報者に対し、公益通報された役職員の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、通知するものとする。

(必要な措置及び懲戒処分等)

第9条 学長は、調査の結果、公益通報された役職員の犯罪行為又は法令違反行為が明らか

になった場合には、速やかに必要な是正措置を講じなければならない。この場合において、当該犯罪行為又は法令違反行為に役員が関係することが認められたときは、監事に対して、措置等の対応状況を報告するものとする。

- 2 通報処理責任者は、公益通報者に対し、前項の規定により是正措置を講じた場合はその旨を、公益通報された役職員の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、通知するものとする。
- 3 学長は、第1項に定める措置を講じた後、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には、改めて適切な措置を講じるものとする。
- 4 学長は、犯罪行為又は法令違反行為に関与した役職員に対し、懲戒等の処分を課すことができる。

(公益通報者等の保護等)

第10条 公益通報者及び第2条の相談を行った者は、公益通報又は相談を行ったことを理由として、解雇、労働契約の更新拒否、降格、懲戒処分、減給、事実上の嫌がらせその他の不利益な取扱いを受けない。

- 2 通報処理責任者は、公益通報者及び第2条の相談を行った者が、前項により禁止される不利益な取扱いを受けていないかを確認するものとする。
- 3 学長は、公益通報、相談又は調査への協力を行った役職員等に対し、そのことを理由として、その者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。
- 4 通報処理責任者は、必要に応じ、調査への協力を行った役職員等(以下「調査協力者」という。)が前項により禁止される不利益な取扱いを受けていないか確認するものとする。

(秘密保持)

第11条 従事者は、業務に必要な範囲を越えて、公益通報者の個人情報その他の公益通報者を特定させる事項、公益通報された内容及び調査で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

- 2 役職員は、公益通報窓口に通報若しくは相談した者又は調査協力者が誰であるかを探索してはならない。
- 3 役職員は、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、公益通報に関する情報を目的外に使用してはならない。

(不正を目的とする通報等)

第12条 公益通報をする者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報を行ってはならない。

- 2 役職員は、調査を受ける場合には、これに誠実に応じなければならず、調査を妨害する行為を行ってはならない。

(公益通報及び相談を受けた職員の責務)

第13条 監査室以外の役職員が公益通報又は相談を受けた場合は、監査室にその内容を速や

かに報告するものとする。

(違反への措置)

第14条 学長は、役職員がこの規則に違反した場合には、懲戒等の処分を課することができる。

2 学長は、この規則への違反行為による被害等について、適切な救済・回復措置を講じなければならない。

(規則等に違反する不正な行為に係る準用)

第15条 学長が定める規則等に違反する不正な行為に係る通報については、第2条から前条までの規定を準用する。

(記録)

第16条 本学は、公益通報窓口において受け付けた通報又は相談への対応に関する記録を作成し、対応終了後5年間保管しなければならない。その方法は、情報管理の観点から適切なものによらなければならない。

(周知及び研修)

第17条 通報処理責任者は、個人情報等の保護に配慮した上で、公益通報窓口の運用実績を役職員に対し周知するものとする。

2 通報処理責任者は、全ての役職員に対して、定期的に公益通報制度に関する周知及び研修を行うものとする。

3 通報処理責任者は、従事者に対し、公益通報者を特定させる事項の取扱いについて、教育を行うものとする。

(制度の運用及び改善)

第18条 学長は、この規則に関する整備及び運用の状況等について、定期的に客観的かつ公正な方法による評価、点検等を実施するとともに、必要に応じて改善を行うものとする。

(事務)

第19条 公益通報に関する事務は、監査室の協力を得て総務部総務課において処理する。

(雑則)

第20条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年5月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月18日から施行し、平成18年6月23日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年9月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年6月28日から施行し、令和4年6月1日から適用する。